

タル上で行えるようになり、切替え申請を行うに当たって、申請時の出頭が原則として不要になります。

このような申請手続は、パソコンだけでなくスマートフォンからも行うことができて、夜間や休日にも申請することができるようになります。また、旅券手数料のオンラインでのクレジットカード納付、これを可能とすべく準備を進めているところです。

以上のとおり、今回の旅券法改正が実現したこと

素人考えだつたんですが、これはやはり紙ベースの申請も並行して認めめたために、そことの整合性を図りながら発給をしていくと、どうしても今今までと同じぐらいの期間が必要だという理解でいいんでしょうか。

○安藤政府参考人 発給期間につきましてでございますけれども、御指摘のとおり、電子申請を可能とする一方で、紙媒体による申請も同時に引き続き行うということにしておざいます。

④ 会員登録期間について、我が国は主要国のなかで最も長いとされています。

その上で、旅券の配達による交付といった方法についても、安全かつ確実な交付のためのシステム構築、制度設計をする必要があると考えますが、何ができるのかということにつきましては検討を進めてまいりたいと考えてござります。

○徳永委員 同じく利便性の向上という観点でいいますと、そもそも、パスポートがあいまいな文字で記入されることが多いために、子こなつてはいるところのはまつまで読むのが大変であります。そこで、パスポートの記入欄にQRコードを付けて、QRコードを読み取ることによって、パスポートの情報を電子的に読み取れる仕組みを構築するなどして、利便性を向上させたいと考えてございます。

| 課題 | シス テム お て ま ま い ま う 冊 な ど か ら |
|---|--|
| 名、生年月日、顔画像等ですけれども、これをスマートフォンに記録するといったアイデアにつきまして、国連の専門機関である国際民間航空機関、ICAOの作業部会において既に議論が始まっているところをございます。 | 今後とも、我が国といたしましても、こうした議論に積極的に参画してまいりたいと考えてございます。 |
| ○徳永委員 そういう議論が始まっているということでありますので、国際的なコンセンサスがなっています。 | ことでもありますので、国際的なコンセンサスがないままではございません。 |

性が向上するというふうに考えてございます。
○徳永委員 濟みません。具体的に、手数料的に
はどうなのか、交付期間の短縮につながるのかの
二点、絞つてお答えください。

○安藤政府参考人 まず、交付期間でございます。
けれども、今回の旅券の発給手続の電子化等によ
りまして業務の効率化ということが図られるこ
になりますけれども、交付期間につきましては、
直ちに短縮するということは困難でござります
が、引き続き業務の効率化に努めてまいりたいと
いうふうに考えてございます。

でも短いものというふうに考えてございますけれども、引き続き、発給期間の短縮といった課題について、我々としても検討していくたいといふふうに考えてございます。

恐らく外務省の方々は、海外に行かれた日の方が現地でパスポートをなくしてしまったるいは盗まれてしまつた、だから簡易のパスポート、帰国だけのパスポートを発給するのに結構暇取られるんだろうというふうに思いますが、私もアメリカに行ったときにパスポートをなくして大変困ったというような記憶もあります。すると、いつまでもあるスタイルが続くのかななどと、今でいうと、スマホの中に取り込んでしまつて、それを見せればオーケーです。いうような形はできないものだろうかなといふことがあります。

得られていくうちに、是非国際社会の中でリードする役割を日本が担つていただきたいといふふうに思つておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

あと、若干時間がありますので、一点だけ、同じパスポートで。いわゆる公用旅券、皆さん方が持つておられるれんが色の外交官パスポートとか、ああいつた部分についてもオンライン申請をしていくという形になるんでしょうか、これは通じていい告していませんが。

○安藤政府参考人 今回の旅券法改正におきましては、一般旅券のみならず、公用旅券につきましては、

それから、手数料でござりますけれども、我が国の手数料につきましては、他の主要国との比較においても特段高額であるとは考えてございません。今回の法改正によりまして、電子申請の導入などを通じまして、申請者の利便性の向上とともに、旅券事務の効率化を図るものでございます。もっととも、電子申請を導入するための経費もかからず、あるいは、パソコンやスマートを持たない方などにも配慮して引き続き紙媒体での申請も受け付けることなどの事情を勘案いたしまして、今回の法改正に際しましては手数料の改正は行わないことをしております。

いざれにしましても、手数料水準の在り方ににつきましては、国民の負担軽減という見地から、不斷に検討してまいりたいと考えてございます。

○徳永委員 ちょっと確認ですが、オンライン申請にすれば交付期間は大分縮まるんだろうという

けであります。諸外国では、旅券の申請時だけではなくて、交付時にも出頭の必要のない国もあるんだというふうな話を聞いたことがあります。また、政府の規制改革推進会議でも、交付時の出頭についても不要にすべきだという意見が出されているやに聞いておりますが、この辺り、今後の見込みというのはどのような形になると考えればいいでしょうか。

○安藤政府参考人 現在、旅券の発給の事務においては、本人確認及び申請者の意思の確認が必須でございまして、これまで、申請者が旅券窓口に出頭した際に、出頭した人物と旅券の顔写真を照合して直接本人確認を行っております。

今回の旅券法改正によりまして旅券の発給の申請手続等の電子化がなされると、切替え申請譲りを行なうに当たり、申請時の出頭が原則として不要になりますが、交付時の出頭は引き続き必要とななります。

は素人考案であるんです。
もちろん、バスポートのサイズとかそういう部分については国際標準で決められていて万能だということも承知をしておりますので、は、世界最強のバスポートと言われる日本が一層の手続の簡素化とかあるいは手数料の化にもつながる、こうした新しいスタイルのポートを追求していく、そういう議論の先立つてもらえないかなという思いをするんですねども、いかがでしょうか。

○ 安藤政府参考人 お尋ねの点でございますども、旅券のサイズあるいは記載事項などのいうものは国際標準で決められておりまして我が国独自のものを定めるということはできん。

その上で申し上げますと、将来的には、旅ICチップに記録されている個人情報、これ

| | | |
|--|--|---|
| 國共 つた | ここ 、よ 低廉 バス 頭に すけ 規格 けれ ませ て、 は氏 券の | 申し訳なく思います。 是非、林大臣、体調に御留意をされて、この後 のNATOの会議も含めて、日本外交ここにあり という姿勢を是非示していただければということ をお願いを申し上げまして、質問とさせていただ きます。 ありがとうございました。 |
| ○城内委員長 ATOの会議へと出席ということで、本当に連日忙 はるしくお願いいたします。 | ○太宰志 太宰志でございます。本日もどうぞよ ろしくお願いいたします。 | ○太宰委員長 次に、太宰志君。 |

の御健闘、御奮闘に心からの感謝とまた敬意を表します。どうも本当にありがとうございます。
私は、本日は四つのことをお伺いしたいと思つております。
もう大臣もずっとおっしゃっていますが、やはり今、我が国の外交としてはリアリズム外交、まさにそこだと思つておりますので、引き続き大臣には、その点、御留意されて御努力いただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

抱えております。そういつた意味でも、基地周辺の方たち、また基地で働いている方たち、生活している方たち、そういう方たちにもやはり安心して、納得していただいて、日米同盟というのを私は前へと進めて、深化させていかなければいけないと思っております。

そういう視点からの四つの質問をしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず最初、今回の旅券法の一部改正に関してな

券に係る手数料は一万六千円でござりますけれども、本年一月時点におきまして、オーストラリアが約二万五千円、米国が約一万九千円、イタリア及びイギリスが約一万五千円、ニュージーランド及びカナダが約一万四千円となっておりまして、他の主要国との比較におきましても、特段高額であるとは考えておりません。

他方、今回の法改正におきましては、旅券の発給の電子申請等の導入などを通じまして、申請者の利便性の向上とともに、旅券事務の効率化を図

今回の改正法案では、大規模な災害の被災者に係る手数料の減免制度を新設して、大規模な災害に際して、申請者の経済的な自由の軽減を図るために特に必要があると外務大臣が認める場合において手数料を減額していく、そういうふたことがで起きるとしておりますが、大規模な災害に限らず、例えば、我が国が武力攻撃を受けるとか、あるいは甚大な被害が生じた場合には、この特に必要があると外務大臣が認める場合、こういったケースに含まれるのかどうか、この点を、御見解をお願

まず最初は、先ほど来議論がありますこのバースポートの問題、旅券法の改正、このことが一つ。これは本当に国民生活にも、多くの人たちにも関心が高く、直結することだと思っておりますので、また、今回のウクライナ情勢を受けて、本当に様々、このバースポートの在り方というのが問われておりますし、また、私たち日本の国として、も、様々な有事の際等を含めてどう対処していくのか、その点を確認させていただきたいと思つております。

なんですが、私も先日、十年間のパスポート、更新をしました。一萬六千円を支払いました、地元のパスポートセンターで。この発給手数料の一萬六千円なんですが、旅券法第二十条で規定されています。

るものでございます。もつとも、電子申請を導入するための経費がかかること、あるいは、パソコンやスマートフォンを持たない方などにも配慮して引き続き紙媒体での申請も受け付けるといったことの事情を勘案いたしまして、今回の法改正に際しては手数料の改正は行わないこととしております。

いずれにいたしても、手数料水準の在り方につきましては、国民の皆様の負担軽減という見地から、不斷に検討してまいりたいというふうに考え

○安藤政府参考人 お答え申し上げます。
　今回の法改正につきましては、今後、大規模な災害が発生する際に迅速に被災者に対する支援を実施できるよう、一般規定を新設するものでござります。ただし、発生する大規模な災害について、現時点で個別具体的に予断することはできませんので、したがいまして、様々な規模、様態の災害が起こり得ることを前提として、様々なケース的確に対応できるような制度を整備する観点

二番目としましては、先日のウクライナのゼレンシキー大統領の国会での演説でもありました、また、日本時間の昨晩ですか、国連の常任理事会でゼレンシキー大統領が訴えされておりましたが、まさに国連改革。このことを、今、ウクライナ戦争の中で、我が国としていかに、ロシアに対するとして、また国際社会に対してしっかりとした国家意思を示していくのか、そのことはやはり重要なと思っておりますので、そのことを二番目として伺いたいと思っております。

三番目は、やはり日本の平和。ロシアは隣国です。ロシアだけでなく、様々な軍事的な挑発が続く中での、侵略をいかに抑止していくのか、侵略抑止力としての、やはり私は、核の傘、この点を今日大臣にいろいろと、様々問わせていただきたいと思つております。

また、旅券法の一部を改正する法律案には、衆参共に、これも二〇一三年、九年前ですね、手数料軽減を図るべく、事務の合理化などを含め、経費削減に努めるべきとの附帯決議が国会でもなされています。

先ほどの徳永先生の質疑にありました、世界最強のバスポートということで、それなりの費用というのはかかつてしかるべきだと思つておりますが、一方で、先ほど、ドイツは何番目でしたかね、三番目ですか、ドイツは大体一万円ほどですね。イギリスも一万四千円ほど。

やはり、一万六千円というのは、これは岸田總理が外務大臣のときにも言つていましたし、国民負担を軽減するという観点から、これは見直しだきないのかという点を外務省の方にお伺いいたしました。

○太委員 詳しく御説明いただきまして、ありがとうございました。
どうございました。国際比較も含めて教えていた
だきました、ありがとうございました。
私は、安藤領事局長に様々な形でアメリカ時代か
らお世話になつておりますので、詳しく御説明いた
だきましたが、一方で、やはり外務大臣の発言と
いうのは重たいと思っておりまして、もう九年前
です。その間ずっと、検討していくというふうに
お話しされてますが、なかなかこれが進んでい
ない。ずっと一万六千円。
もちろん、国際比較は大事だと思っております。
先ほど言いました、ドイツ、イギリス等を含め

から、手数料の免除に加えて、減額も可能ということにすることにいたしました。

こうした減免の基準につきましては政令等で定めることとしておりまして、罹災証明書の発行を受けていること、あるいは災害救助法の適用などを勘案しつつ、これを定める予定でございます。委員御指摘の武力攻撃につきましては、同法に明記されているとは承知しておりますが、れども、いざれにいたしましても、様々な要素を総合的に勘案して、関係法令の規定に基づいて適切に判断していくことになると考えてございます。

○太委員 ありがとうございます。
是非ともそちら、まさに様々な想定、まさに危機管理だと思っておりますので、そういうふた意味での措置をお願いいたします。

最後に、時間がありましたら日米地位協定。やはり、日米同盟をしつかりと深化させながら、ですけれども、足下、私は選挙区に米軍基地を二つ

○安藤政府参考人　お尋ねの手数料の件でござりますけれども、現在、我が国の有効期限十年の旅

下げていただけるよう御検討いただきますよう
お願いをいたします。ありがとうございます。
次に行きます。

次に移りたいと思います。
次は、外務大臣の方にお伺いしたいと思います
が、今回の改正とは直接関係ありませんが、まさ

に今回のウクライナ情勢を受けて、先ほども言いましたが、様々、パスポートの在り方、問題になつたと思つております。

我が国としても、三月二十九日、我が党の羽田正義は参議院議員の質問主意書で、パスポートを持つないウクライナからの避難民についても、政府は、パスポートを持っていなくても、代わりとなる渡航証明書を短時間で発行し、受け入れるとする、そういった答弁書を決定しております。

の、また政府の役割だと思つておりますので、この点、私はこれは大事なポイントだと思っておりますので、万が一、日本有事のとき、周辺有事のとき、我が国から海外へと渡航する際のパスポートの在り方、今、国民の五人に一人しかパスポートを持っていないんです。それ以外の方たち、相手はいろいろなことが想定されると思いますので、どうか引き続きの御検討をお願いいたします。

○太委員 今、国連憲章では、ロシアは常任理事国に名前がありません。ソビエト社会主义共和国連邦というふうに明記されております。そういう意味で、確かに今大臣からありました、書簡が発出されたと。ですけれども 政府としては、何らかの形でそれを承認した、あるいはそれを認めているということで、そういうた認識でよろしいんでしようか、日本政府として、お願いいいたしま

で採決するように働きかけを、これは日本政府として、ごめんなさい、これは相当過激な発言と取られるかもしれませんけれども、これはずっと国連に改革を主張してきた、あるいは、東大の北岡先生が今回発言されております。

正統性がない中で、やはりそういう形での我が国からの働きかけは、相當なプレッシャーに、圧力にロシアに対してなるんじやないかと私は思つておりますので、ここは、もちろん、ブーチン後のロシアというのをしつかりと我々は見据え

い、五人に四人は持っていない、そういうった状況、我が国として、旅券の発給申請から発給されるまで十日から一週間、私も今回待ちました。そういうつた中で、先ほども言いましたが、日本の有事、あるいは周辺有事の際に、旅券を保有していない日本国民からの旅券発給申請が殺到して、発給手続に遅れが生じることが想定されると思つております。

国連改革をということで、国会での演説であります。私は、やはりこの強い意思を、国家意思を示すべきだと思っています。また、平和条約交渉も、だとうふに明確に言われている中なんですが、そういった中、ゼレンスキーや大統領、やはりいたしました。

○太委員 大臣、分かりました。
ですから、日本政府としても正式にこれね
るわけになります。
その上で、安保理改革などの国連憲章の改正を
要する論点の扱いにつきましては、他の国連加盟
国の動きもよく見ながら、国連憲章の改正を必要と
する他の課題との関連、関係にも十分留意しな
がら、不斷に検討していくという考え方でございま
す。

たきますよろしくお願ひいたします。この問題に私がこだわるのは、やはり、ロシアも、国連憲章を無視して領土拡張とか他国への軍事侵略という、これは私あり得ると思っておりますので、様々想定してやらなきやいけませんので、どうかこの点、今回こそ、私はあえて、大臣、我が国として、ロシアをP5から外すといふ決議をしていただけるように進めていただけないか、再度、もう一回質問お願ひいたします。何か

ては、個別具体的な状況に応じて対応を検討する必要があると考えております。一概にお答えをすることは困難ではござりますけれども、関係法令の規定に基づいて適切に対応していくことになる、こういうふうに考えております。

○林国務大臣　これは、一九九一年の十二月に行われました独立国家共同体の首脳レベルの決定に基づき、ロシアから国連宛てに、安全保障理事会やその他全ての国連の機関におけるソ連の加盟国としての地位がロシアによって継続されるということを通知する書簡が発出をされております。

この通知は全国連加盟国に回覈されまして、その後、こうした動きについて異論を唱える加盟国はおらず、現在もロシアが安保理常任理事国の席を有している、こういうふうに認識をしておりま

承認していないことだと私は思っておりますし、もちろん国連の中でもこれは承認手続は取られていない。国連憲章も、もちろんロシアが今常任理事国だというふうには明記されていない状況だと思います。

そういう意味で、もちろん、国連憲章を変えるとか、なかなかこれは難しいことだと思うんですが、やはり私は、ロシアに対する国家意思を我が国として示すべきだと思つております。

そういう意味でも、やはり、ロシアの正統性、P.5、常任理事国から除外するという決議を総会

○林国務大臣 ゼレンスキー大統領からも、今委員からお話をありましたような国連の改革等に対する思いが示されたということを承知しておるわけですが、日本もずっとこの問題に取り組んできて、いろいろなグループをつくって改革案を出して、こういったことをやつてきただけでございますが、今回の常任理事国で拒否権を持つ、ある意味では世界の安全保障に大変大きな責任を持つロシアといふ国の国際法違反である侵略というものは、やはりどうならないでしょうか。

りこの改革の必要性といふのを明らかに改めてしておるたと云ふことではないかといふふうに思つておるところでござります。

各国、複雑な利害が絡み合う安保理改革、委員会も御存じのとおりでございますが、これは簡単ではございませんけれども、岸田政権の下で、引き続き、多くの国々と協力して、日本の常任理事国入りを含む安保理改革の実現に今後とも全力を尽

○太委員 大臣、どうか引き続き国連改革を進め
てまいりたいと考えております。

いたたきたいと思っておりますので、その点から
の質問になりますが、我が国の想定している国
庫改革、安永理文革の具体策の、分野の当面

通改革 安保理改革の具体策の中では、争いの当事国の拒否権に対して一定の制限を設ける、私、これは物すごく大事だと思ってるんですが、そういう

いつた拒否権に関する一定の制限、この点に関して、入っているのか入っていないのか、そこを教

えてください。お願ひいたします。
○股野政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問のございました拒否権を制限するといふ件に関して、政府としましては、従来か

ら、常任理事国による拒否権の行使は、一般に、最大限自制されるべきと考えております。

こうした観点から、我が国は、大規模な残虐行為については、常任理事国五か国が自主的に拒否

フランスヒュキノコの提案は、我が国を含む百
九十九ヶ国が賛成するものであります。この
提案は、世界の資源を効率的に利用する方
法であります。資源の供給と需要のバランス
を保つために、資源の供給側では、資源の
開発と利用の技術革新による効率化、資源
の有効利用による資源の節約、資源の循環
利用による資源の再利用などを推進する方
針です。また、資源の需給バランスを保つ
ために、資源の供給側では、資源の開発と
利用の技術革新による効率化、資源の有効
利用による資源の節約、資源の循環利用
による資源の再利用などを推進する方針で
あります。

五か国・地域からの支持を得ておりますが、一方で、「シリアを含む他の常任理事国からの支持はま

だ得られていないものというのが現実でございま
す。

こうした拒否権の問題を含めて、安保理の改革は決して簡単ではございませんが、引き続き、積

極的に日本としても活動してまいる所存でござります。

○太委員 ありがとうございます。
まさに、先ほど大臣の方からもお話をありまし
た、国連の中の様々なグループでということです。

○林国務大臣 先ほども申し上げましたように、ロシアが国際秩序の根幹を搖るがす暴挙に出たということは、まさに新たな国際秩序の枠組みの必要性を示していると思っております。

長年この改革の必要性を訴えて、積極的に我が国は活動してきたわけですが、やはり、現在の国際社会の現実を反映するよう安理会の構成を変えていかなければなりません。そういう意味では、常任及び非常任の双方の議席を拡大するということが重要だと考えております。

こういう問題意識を共有するブラジル、ドイツ、インドとともにG-4という枠組みをつくりて、安理会改革に取り組んできております。

また、三月二十六日と二十七日にTİCADの閣僚会合を行いましたが、私からは、アフリカ諸国に対しても、国連安理会改革の必要性も取り上げてきたところでございます。

G-4のほかに、アフリカグルーブというところがございます。さらには、コンセンサスグループ、UFC、ユナイティング・フォー・コンセンサスというものが決議案を総会に提出したこともあるわけでございまして、我々としては、先ほど申し上げましたようなアフリカ諸国、アフリカグループとも連携を視野に入れながら、複雑な利害が絡み合う安理会改革、決して簡単ではないますが、せんが、そうしたアフリカ等を含めた多くの国々と協力をいたしまして、日本の常任理事国入りを含む安理会改革の実現に向けて、リーダーシップを取っていきたいと考えております。

○太委員 分かりました。ありがとうございます。

なかなかこの安保理改革は難しいと大臣今おっしゃついていたとおりだと思っております。しかし、これは、大きな流れをどうつくっていくのか、まさに今回をそのいいきつかけにして進めていただきたいと思つております。先ほどもありましたように、フランス、メキシコですか、拒否権に関してはやはり一定の制限をということで、も、そういうた動きもありますので、是非ともこの国連改革を進めていただきたいと思っております。

次に移りますか。G20サミットこれは十一月なんですが、実際は。バイデン大統領は、ロシアを50分も餘すから必要があると思うが二回つれ

をG2から排除する必要があると思ふがと問われて、イエスと答えておりますし、G7の首脳声明でも、国際機関や多国間フォーラムは、もはや二

これまでどおりにロシアとの間で活動を行うべきではないといふふうに明記をしております。

そういう中で、我が国として、G20からロシアを排除していくことに関する見解を、

政府の立場を教えてください。お願ひいたします。

○林国務大臣　まさに今委員から御指摘があつた
ように、国際社会は、ロシアのウクライナ侵略に

よりまして、ロシアとの関係をこれまでどおりにすることは、もはやできないと考えておるわけでござる。

ございます

れども、この点においても、国際機関や多国間フォーラムは、もはやこれまでどおりにロシアとの間で活動を行なうべきではないとの立場で一致を

G20へのロシアの参加については、議長国であ
したところでござります。

るインドネシアを始めとするG20のメンバーとも議論しながら、今後の情勢をよく踏まえた上で、

政府として適切に対応してまいりたいと考えております。

○太委員 ありがとうございます。
先ほども言いましたが、もちろん中長期的な視点は大事だと思いますが、今やはり、G7をまさ

に主体とした国際的な連帯をしっかりと示していくことだと思つておりますので、そこからスタートして、何とか大臣のリーダーシップをまさに発揮していただきたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、これは岸田総理も言つております、国連改革の中で、国連に代わる新たな国際秩序が必要だということを言つてゐるんですが、一方で、政府として、じゃ、どういった新たな国際秩序を目指しているのかというところがなかなか見えてこないと思つております。

そこに關して、大臣の方から、現在、どういった形で国際秩序をつくつていかれるようとしているのか、もし構想等ございましたら教えていただきたく、お願ひいたします。

○林国務大臣 アジアにおきましては、やはり ASEAN、これが地域協力の中心として重要な役割を担つております。東アジア首脳会議、EAS、またASEAN地域フォーラム、ARF、拡大ASEAN国防相会議、ADMMプラス、こういう多層的な地域の協力の枠組みがあるわけでございます。

我が国としては、ASEANの中心性を尊重しております。今までありましたように、ASEANを中心として、まさにADMMプラス、国防大臣級会議等も含めて、これはアメリカとイギリスも入つています。あと、様々な形で、災害復興とか人道支援とか、まさに防衛外交というんでしようか、そういった様々なことを進めていく、その土台としていろいろとASEANで工夫しながら進めているのが、私は、長期的に見ると、軍同士でのおつき合いであつたりとか、そういうふた多国間協力の場として有効に活用できると思っておりますので、やつていただきたいと思つております。

ます。

あと、やはり、ASEAN諸国は、ですけれども、一方で一番ネックになるのが、米中、既に新冷戦と言われる、様々のぎを削っている中で、じや、アメリカか中国かどっちかと問われるのが一番、これはASEANの国々にとってなかなか決断できないところもあると思いますので、そういう意味でも、私としては、まさに日本がインド太平洋の自由で開かれた地域をしっかりと主導していく、リベラルな国際秩序を主導していく、そのことをやつしていく。これは、米中じゃなく、そういう緩やかないろいろな共同体をつくる、ASEANを一つの土台として発信していくべきだと思つております。

その際に、これはまた西太平洋連合という形で、こちらは我が国として、もちろん、これはオーストラリアやニュージーランド、太平洋の島々、島嶼国も含めながら、緩やかな、中国ともうまく共存しながら、アメリカもしっかりとこの地域に結びつけながらやつていただく西太平洋連合に関して、こちらに関して、大臣、もし御見解等ありましたら、よろしくお願ひします。

○林国務大臣　西太平洋連合という構想、これも承知をしておるわけでございます。

先ほど、まさに委員からもお話をされましたように、ASEANがやはりASEAN中心性といふことを非常に重視をしておりますので、ここでの地域で何かをやつしていくときというのは、まさにそこにつかりと重要性を認識しながら進めるということが一つ必要であるかなというふうに思つております。

西太平洋ということになりますと、今現在ございますAPECというのもござります、環太平洋といふことがあります。そういうものが、先ほど申し上げましたASEANを中心とした組織と、やはり今委員がおつしやいましたように、いろいろな取組を重層的に重ねることによって、この地域の共同体意識が更に強固になつていく、こういう方向性を目指していくことが大変重

要であるというふうに考えております。

○太委員　ありがとうございます。

我が国がしっかりとリベラルな国際秩序をつくっていく、その強い意思と、私は、主導していくことが、リーダーシップが大事だと思つておりますので、私自身も引き続きこの問題を追いかけていきたいと思つておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、核の傘、米国の日本への拡大核抑止に関する質問させていただきます。

私は、国防問題というのはタブーを設けてはいけないと思つております。しかし、今様々議論になつております核共有ではなく、具体的に日本の國に核を配備していいくではなく、やはりまずは我國として、核なき世界というのをしっかりと理想を掲げながら、今、日米間での拡大抑止を

毎回お伝えしていくが、やはり今回のウクライナの問題を受けて、国防に関するという点でありますか、安全保障に関して、我が国の安全保障が脅かされている、そういうふうに感じている国民の方が八割から九割、これは毎日新聞だと九割になつていて、思つています。

そういう意味で、我々としては、やはり現実的な国防論議をしっかりと進めていくべきだと思つております。そういう意味でも、私たち

日本の國の安全保障の根幹の部分、それがまさに米国の核の傘、拡大抑止であるわけなんですが、

大臣が御指摘された日米拡大抑止協議、これは二〇一〇年、民主党政権時代からスタートした。ま

さにその前のオバマ大統領の核なき世界のプラハ

でのスピーチを受けての日米拡大抑止の協議だつたというふうに認識しております。

この拡大抑止協議、様々、私も外務省の方からお話を聞かせていただきました。実際、二〇一〇年からスタートしているが、二〇一三年以降で

すか、ホームページ等でも、開催しているとい

う、誰が参加しているか、そういうことは簡潔にホームページに掲載されております。

それでは、EDD、日米拡大抑止協議、日米間

でどのような議論が交わされているのか、外務大

衛義務を確認してきておりまして、この点は今

の一月の日米首脳のテレビ会談におきましても、

バイデン大統領から改めて表明があつたところでござります。

また、同じく一月に日米の2プラス2を行いましたけれども、アメリカ側からは、核を含むあらゆる種類の能力を用いた日米安保条約の下での日本の防衛に対する搖るぎないコミットメント、これが改めて表明をされておるところでございま

す。

日本政府として、米国が核を含むあらゆる種類の能力を用いて條約上の義務を果たすということに全幅の信頼を置いておりまして、拡大抑止は機能していると考えております。

日米間では、核抑止を含む米国の拡大抑止に関しまして、日米の大拡大抑止協議の場を含めて、様々なやり取りを行つております。引き続き、米国の拡大抑止の信頼性の維持強化に向けまして、日米間でしっかりと協議を行つてまいりたいと考えております。

○太委員　大臣、ありがとうございます。

私も、米国の核の傘というのをちゃんと機能して

いるというふうに確信しております。され

ども、一方で、やはり、それがちゃんと機能して

いくのか、運用されていくのか、そこは常に確認

していくべきだと思つておりますし、今

大臣が御指摘された日米拡大抑止協議、これは二

〇一〇年、民主党政権時代からスタートした。ま

さにその前のオバマ大統領の核なき世界のプラハ

でのスピーチを受けての日米拡大抑止の協議だつたというふうに認識しております。

この拡大抑止協議、様々、私も外務省の方から

お話を聞かせていただきました。実際、二〇一〇

年からスタートしているが、二〇一三年以降で

すか、ホームページ等でも、開催しているとい

う、誰が参加しているか、そういうことは簡潔

にホームページに掲載されております。

それでは、EDD、日米拡大抑止協議、日米間

でどのような議論が交わされているのか、外務大

衛義務を確認してきておりまして、この点は今

の一月の日米首脳のテレビ会談におきましても、

バイデン大統領から改めて表明があつたところでござります。

私は、このことは物すごい大事なことだと思つ

ております。この会議というのも、この会議とい

う、局内のナンバーワンの方たちですね、事務方

会議ということで、我が方からは北米局の参事官、向こうもカウンターパートが出てくるとい

うことで、まさに事務方の協議だというふうに認識

しておりますのであれば私はいいと思っているんですが、一方で、これまでの、防衛、外務だと思っております、大臣経験者の中で、なかなかどういつた実態で運用されているかというのが実情がよく分からぬ、事務レベルで話し合っているのかもしないが、実情はよく分からぬというコメントが結構出ているんですね、メディアを通して。本日いらっしゃらないんですけど、岡田先生、先日、党内の部会で様々お話をされた中で、二〇一〇年からスタートした中で、しっかりと報告されているかどうかというの私はそこはよく実態は分からぬとおっしゃっていました。

そういう意味で、大臣にしっかりと届いてるのであればいいと思っております。

さらに、ですけれども、やはりそれだけでは私は足りないと思つております。この問題というのは、米国がどう日本防衛のために核兵器を使用するかどうか、その意思決定に我が国がしっかりとコミットしていく、加わっていく、私はそこが最終的にはキーワードと思つておりますして、そこまでいかないことには、これ、様々な不安があると思います。

まず、私が先ほど伺つた、ちゃんと核運用がなされてるかどうか日米で協議されているか。というのは、これ、まさに米国から見捨てられる恐怖だと思うんですよ。それに対して、アメリカの方が様々性急に行動してしまつて、逆に必要以上に攻撃してしまつて、それによって我が国が巻き込まれる恐怖というのもあると思つてます。

そういう意味で、これからでも、私としては、まさに日米間で有事の際の核運用に関して、この議論に政治家が加わるべきだと思つております。というのも、この日米拡大抑止協議を今事務レベルから閣僚級に引き上げるべきだと思うんですけど、この点に関する大臣の御見解をお願いいたします。

○林國務大臣 今委員からもお話をありましたよ

うに、我が国を取り巻く安全保障環境、また、現実に核兵器が存在しているということを踏まえますと、核抑止力を含む米国の拡大抑止は不可欠であり、米国と緊密に協議、協力していくことが重要であるということは言うまでもないことでござります。

日本間は、そうした文脈において、今御議論いたしました日米拡大抑止協議の場を含めて様々にや取りを行つております。これを閣僚級に上げるという御指摘でございますが、まさに、それを閣僚級に上げると、2プラス2になるわけ

でございます。

まさに、この一月の日米2プラス2においても、閣僚レベルで日米両国が、米国の拡大抑止が信頼に基づき、強靭なものであり続けるということを確保することの決定的な重要性を2プラス2において確認をしたところでございます。

そこで、信頼性の維持強化に向けまして、日米間でしっかりと協議を行つていただきたいと考えております。

○太委員 大臣、ありがとうございます。

お伺いしたいんですが、ちょっとごめんなさい、これは質問、事前通告していないんですけど、それじゃ、2プラス2では、核をめぐる運用に関する話まで、しっかりとそこは政治家同士でできるのかどうか、そこは教えていただくことはできることであります。

○金井政府参考人 お答え申し上げます。

事実関係でございますので、私から御答弁申し上げます。

拡大抑止協議等々で行われております日米の緊密な、核抑止政策を含む様々な安全保障に関する事柄を緊密に協議させていただいておりますけれども、まさに我が国のお安全保障に関わる事柄の性質もござりますし、また、米国との関係もござりますので、詳細にお答えを申し上げることは差し

控えたいと存じますけれども、先ほど大臣からも

御答弁ございましたとおり、この一月の2プラス

2の場で、まさに、アメリカの拡大抑止が信頼で

きるもの、強靭なもの、こういうことであります。

うことを確保するということについて四人の閣僚

の方々が意見交換をされた結果、先ほど御紹介さ

せていただいたような共同声明が出されているわ

けでございます。

議論の詳細は、大変申し訳ございません、差し

控えさせていただきますけれども、日米双方の間

で非常に緊密な意見交換が行われているというこ

とを御報告申し上げます。

○太委員 ありがとうございます。

もちろん、出せないところは当然あつてかかるべきだと思っておりますが、今、様々国民的な不安が高まつてて思つておりますので、是非とも

政治家から、政治の側から、政府からももちろん、しっかりとここは説明していただきたいと

思つておりますし、岸田総理が自民党総裁になら

れる前に、これは御著書でも言つてますが、日

米拡大抑止協議、これは運用を実際に話し合うと

ころだと思つてますので、総理も以前、閣僚級

にしつかりと上げるべきだ、そういう提言をさ

れていますが、私はそこを、2プラス2ももちろ

ん大事です、運用も含めて、そこを確保していく

ということをやつていただきたいと思っておりま

す。

先ほどちょっと冒頭言いましたが、大臣にもう

一つお伺いしたいのが、やはり意思決定というの

が大事だと思っておりまして、我が国として、

しっかりとノーと言える、そういう権利を含め

た、米国が日本防衛のために核兵器を使用する意

思決定に我が国が関与すること、これは想定して

ませんが、日米間では、同盟の抑止力、対処力強化

に向けた様々な取組について、様々なレベルで日

頃から緊密かつ幅広く意見交換を行つております。

○城内委員長 次に、和田有一朗君。

○和田(有)委員 大臣には、本当に大変な激務の

中での委員会への御出席、御苦労さまでございま

す。

ほかの先生方も言つておられたように、私も先

週もこの場でも、随分、あつちに行き、こつちに

行き、大変ですねということを冒頭に述べたら、

また今回も、あしたからですかね、ベルギーへ行

かれます。ほとんど007のような、今日はロンド